

17長寿第28678号  
平成17年8月25日

各指定居宅サービス事業所管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
( 公 印 省 略 )

### 指定居宅サービスの体験利用の取扱いについて

指定居宅サービス事業所において、初めて介護サービスを利用する方又は将来介護サービスを利用する予定の方に対して、事業所又はサービスの選択に資する等という理由で、「無料体験利用」、「無料お試し期間」等を広告し、初回又は一定の期間の利用について、無料又は食費相当分のみの徴収により指定居宅サービスと同等のサービス提供を行っている場合が見受けられます。

体験利用を実施する場合は、下記の介護保険関係法令等を遵守した上で行われる必要があり、上記のような無料でのサービス提供は、利用者間の公平等の観点から、適正な運営とはいえません。

なお、指定居宅サービスの提供に際して、利用者が負担すべき額については無料とし、居宅介護サービス費の請求を行っている場合は、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして指定取消の要件となりますので、申し添えます。

### 記

- 1 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号。以下「指定基準」という。）」において、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定居宅サービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定居宅サービスに係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないとされていること。  
すなわち、体験利用と称して指定居宅サービスと同等のサービスを提供した際には、利用者の負担すべき額として、その費用の10割の支払いを受けることが原則であること。
- 2 指定基準の解釈である「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日付け老企第25号、厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」においては、介護保険給付の対象となる指定居宅サービスと明確に区分されるサービスについて、訪問

看護等の医療系サービスを除き、次のような方法により別の料金設定をして差し支えないとされていること。

- ・ 利用者に、当該事業が指定居宅サービスの事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
- ・ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定居宅サービス事業所の運営規程とは別に定められていること。
- ・ 会計が、指定居宅サービスの事業の会計と区分されていること。

3 「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日付け老企第39号、厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」において、「当該割引が合理的であること」、「特定の者に対し不当な差別的取扱いをしたり、利用者のニーズに応じた選択を不当に歪めたりするものでないこと」、「居宅介護支援事業所における給付管理を過度に複雑にしないこと」の要件を満たした上で、知事に届出を行った場合でなければ、厚生労働大臣が定める基準により算定した額より低い費用の額での介護サービスの提供はできないとされていること。

4 要介護者等以外の者が全額自己負担により介護サービスを利用することが可能か否かについては、「要介護者等以外の自費負担によるサービスの利用について(平成12年1月21日付け厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室長事務連絡)」において、介護保険の運営基準を満たした上で、なお余力がある場合、居宅サービスに限り、介護サービスの提供に支障がない範囲で可能であるとされていること。

ただし、この場合において、要介護者等以外に対するサービスの提供により、介護サービスの提供に支障があると考えられる場合には、運営基準違反となるので、例えば、通所系サービスにおいて、要介護者等に加えて、要介護者等以外の者に対しても併せてサービス提供を行うような場合には、人員配置等において、要介護者等に対するサービスの水準を確保することが当然に必要であること。

5 指定基準において、通所系サービス及び短期入所系サービスの提供にあたっては、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならないとされていること。

担当

香川県長寿社会対策課

サービス指導グループ

TEL : 087(832)3269 FAX : 087(831)6799